



25文情運第2号
平成25年7月30日

文京区長 成澤 廣 修 様



文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会 長 内 山 忠 明



平成25年7月17日付25文総総第455号による平成25年度諮問第1号について、次のとおり答申する。

答 申

1 諮問事項

戸籍副本データ管理システムによる個人情報の提供（外部結合）について

2 審議会の結論

本件諮問に係る外部結合による個人情報の提供について、妥当なものと認める。

3 理由

本件諮問は、現に戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）の規定に則り行われている戸籍の副本の送付について、同省令の一部改正によりその方法を変更し、法務省による戸籍副本データ管理システムとの外部結合により行うこととなるものである。

大規模災害時における戸籍の完全滅失の防止、戸籍の正本滅失時の迅速な再製等を可能とし、区民福祉の向上に資するものであるが、戸籍という身分関係の証明の基礎となる極めてプライバシー性の高い情報を取り扱うものであるから、情報セキュリティ措置が講じられることを前提として、妥当なものと認める。